(ロ)　法第十四条第二項第五号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(ハ)　いかなる方法をもってするかを問わず、受託した業務を一括して他人に委託しない者であること。

ロ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

(1)　委託する特別管理産業廃棄物の数量

(2)　収集又は運搬する特別管理産業廃棄物の数量

(3)　特別管理産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

(4)　その他必要な事項

ハ　国との間の委託契約に、イの規定により国の書面による承諾を受けた者がイ(3)の基準に適合しなくなったとき及び当該特別管理産業廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。

ニ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画（次号において「特別管理産業廃棄物収集等運行計画」という。）を作成すること。

ホ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握すること。

三　特別管理産業廃棄物収集等一次受託者が国から受託した業務に係る委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。ロにおいて「特別管理産業廃棄物収集等受託者」という。）

イ　前号イ(3)に適合すること。

ロ　国と特別管理産業廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該特別管理産業廃棄物収集等受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

ハ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

(1)　委託又は受託する特別管理産業廃棄物の数量

(2)　収集又は運搬する特別管理産業廃棄物の数量

(3)　特別管理産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

(4)　その他必要な事項

ニ　特別管理産業廃棄物収集等運行計画に基づき、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

ホ　特別管理産業廃棄物収集等一次受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができるよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を実施すること。

（新規）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。